

公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和6年5月16日

長崎税関長 小阪 好洋

記

- 1 被許可者の名称及び住所
志布志東洋埠頭株式会社
鹿児島県志布志市志布志町志布志3267番地1
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地
志布志東洋埠頭株式会社 若浜 保税蔵置場
鹿児島県志布志市志布志町志布志3275番地2
鹿児島県志布志市志布志町志布志3265番地1
- 3 更新した期間
自 令和 6年 6月 1日
至 令和 12年 5月 31日